

## 19. 地域医療振興協会健康保険組合 インフルエンザ予防接種補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、組合同約第54条に基づき保健事業の一環として行うインフルエンザ予防接種の補助金に関する事項について定める。地域医療振興協会健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者がインフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）を受けた場合に、組合が、その費用の一部又は全部を補助することにより、予防接種を受ける機会を広く与え、インフルエンザへの感染予防と重症化防止を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、予防接種を受けた日において組合の被保険者の資格を有するものであること。

(補助金支給要件)

第3条 毎年度10月1日から翌年1月末日までに接種したものとする。ただし、パンデミック等の感染が想定されるときは理事長が別に定める。

2 集団接種（職員等を対象として、各事業所において予め接種の日時及び場所を定めて希望者を募り実施するもの）及び個別接種（希望者が最寄りの医療機関で受けるもの）を補助の対象とする。ただし、健康保険法第3条第4項に規定する被保険者（以下「任意継続被保険者」という。）以外の被保険者に係る個別接種については、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合のみ補助対象とする。

(1) 公益社団法人地域医療振興協会が管理運営する施設（以下「JADECOM施設」という。）において接種を受けた場合

(2) 事業所が医療機関でない場合であって個別接種の実施について予め理事長の承認を受けた場合

(補助金額)

第4条 補助金の額は、2,500円を上限として、その実費相当額を支給する。

2 一回法、二回法の別なく被接種者1人1年度内につき、前項の補助金額を上限とする。

3 地方自治体等の補助がある場合は補助金の支給はしない。ただし、一部自己負担金がある場合には差額を補助金対象額とする。

(代理受領)

第5条 集団接種の場合においては、被接種者の負担を軽減した限度において補助金の受給権は事業主が取得するものとする。

(申請手続き)

第6条 補助金の支給申請は、事業主が取り纏め、組合に申請するものとする。なお、個別接種の場合においては、別に定める申請書に医療機関発行の支払領収書（原本）を添付の上、組合に提出するものとする。

2 前項にかかわらず任意継被保険者においては、別に定める申請書に医療機関発行の支払領収書（原本写し）を添付の上、組合に直接申請するものとする。

3 申請は、原則として毎年度2月末日までとする。

(支給手続き)

第7条 組合は、前条の申請に基づき、申請者に対して第4条に定める補助金額を支払うものとする。

2 前項の補助金額に、個別接種に係る補助金額が含まれている場合には、事業主は、組合から前項の補助金額を受領後、該当する接種者に対して当該補助金額を支払うものとする。

(制限)

第8条 予防接種を受けるに当たり不正の事実があったときは、接種費用の全額を不正利用者に負担させるものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、組合会において決定する。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項及び実務的な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。